

熊本市土木工事検査基準

熊本市工事検査規程取扱要領第5条に定める土木工事に関する工事検査基準は、次の表のとおりとし、工事の実施状況、出来形、品質及び機能について、適否の判断を行うものとする。

区分	検査項目	検査箇所	検査内容
一般 共通 事項	一般事項	施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> 元請負者が作成し工事着手前までに提出されているか。 共通仕様書に規定されている項目について記載されているか。 設計図書の目的、内容、現場条件等を把握した内容となっているか。 施工方法について、指定仮設、重要な仮設工がある場合に安全を確認できる計算の記述があるか。 施工管理基準に基づいて、施工規模を反映した出来形管理、品質管理計画になっているか。
		設計図書の照査	<ul style="list-style-type: none"> 照査ガイドラインに沿って行われているか。 該当する事実がある場合は監督職員にその事実確認ができる資料を書面により提出し確認を求めているか。
		段階確認及び社内検査	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書のとおり実施されているか。 実施状況写真は添付されているか。 結果報告書の内容は適正であるか。
		施工管理関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 工事打合簿による協議等が適切に行われ、設計変更は指示、施工承諾は承諾等によって行われていることが確認できるか。 出来形管理表は、見やすく簡潔に作成されているか。 施工計画書で設定した出来形、品質の管理基準値を満たしているか。 <u>設計図書</u>と出来形比較表を確認し出来形不足がないこと。 (実施数量は、<u>設計図書</u>の数量を超えていることが確認できること。) 延長、幅、面積等の出来形不足はないか。 試験結果報告書等で、品質が規格値を満足していることが確認できるか。 施工管理基準は最新版を確認すること。

区分	検査項目	検査箇所	検査内容
一般 共通 事項	一般事項	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長、面積、寸法等を検測し全体の外観も観測する。 ・ 検測箇所は偏りがないように選定する。 ・ 検査基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容等を考慮し選定するが、概ね施工管理基準頻度の20%程度を実施するものとする。 ・ 検査時に不可視となる部分については、段階確認資料及び測定結果資料に基づき検査を実施する。 ・ 出来形確認の結果と規格値の対比並びに計測結果に基づき適否を判断する ・ 外部からの観察、出来形管理資料等により適否判断ができない場合は必要に応じて破壊検査を実施する。 ・ 品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認する。 ・ 品質のバラツキについても把握する。 ・ 動作確認が行えるものについては操作し確認を行う。 ・ 品質管理資料の規格値との対比、並びに外観結果により適否を判断する。 ・ 外観、品質管理資料等により適否判断ができない場合は必要に応じて破壊検査をする。

区分	主要工種	検査箇所	検査内容
道路土工	掘削工 盛土工 切土工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・土質、岩質を照合する。 ・基準高、法勾配、高さ、幅を確認する。 ・締め固め状況、密度は資料により判定する。
	路面工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・延長、幅を確認する。 ・厚さは、写真で確認する。
	法面工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・法長、延長を測定する。 ・湧水がないか確認する。 ・クラック、欠損、厚さ、植生状況（枯れ等）がないか確認する。
	浚渫工 水面下掘削、 盛土等 基礎捨石工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・工事位置、区域を確認する。 ・深度はレッド、音響測深機等を使用して任意の位置で測定する。 ・不可視部分の寸法は写真で確認する。
土留工	土留工 締め切り盛土	延長40m区間 毎に1箇所 (最低2箇所)の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・延長、高さを測定する。 ・根入長は、写真で確認する。 ・法長、天端幅を測定する。 ・不可視部分は、写真で確認する。
擁壁工	擁壁工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく展開図の任意の寸法を確認する。 ・延長、高さ、天端幅を測定する。 ・根入長は、写真で確認する。 ・不可視部分は、写真で確認する。
	ブロック積工(張) 石積工(張) 護岸工 防波堤	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・法長(高さ)、幅、基準高、法勾配を測定する。 ・石積工の注水試験は適宜判断する。(別途指示する) ・不可視部分は、写真で確認する。

区分	主要工種	検査箇所	検査内容
アンカー工	アンカー工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく出来形図の任意の寸法等を確認する。 ・ 本数、位置、間隔、径を測定する。 ・ 削孔長は、写真で確認する。 ・ モルタル必要強度、計画最大荷重を確認する。 ・ 不可視部分は、写真で確認する。
基礎工及び基礎改良工	杭基礎工	杭種毎全数測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土質データと打止め管理計画及び出来形管理の確認をする。 ・ 径、基準高、杭根入長、本数、配置、杭間、偏芯量をチェックする。 ・ リバウンド量又は打止め沈下量、支持層、支持力の確認をする。 ・ 杭頭処理を確認する。 ・ 不可視部分は、写真で確認する。
	固結工 深層改良工 浅層改良工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく出来形図の任意の寸法等を確認する。 ・ 本数、位置、間隔、杭径を測定する。 ・ 深度は、写真で確認する。 ・ 配合強度は、資料により判定する。 ・ 浅層改良は、改良厚を写真で確認する。 ・ 不可視部分は、写真で確認する。
	締固め改良工 サンドドレン工 ペーパードレン工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく出来形図の任意の寸法等を確認する。 ・ 本数、位置、間隔を測定する。 ・ 打込み長は、写真で確認する。 ・ サンドコンパクション等は杭径を測定する。 ・ 不可視部分は、写真で確認する。
舗装工	下層・上層路盤工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・ 延長、幅を測定する。 ・ 厚さは、写真で確認する。 ・ 締め固め状況、密度は資料により判定する。 ・ 不可視部分は、写真で確認する。
	As舗装工 ブロック舗装工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・ 端部及び構造物へのすり付けを確認する。 ・ 延長、幅を測定する。 ・ 厚さは、写真またはコアで確認する。 ・ 締め固め状況、密度は資料により判定する。

区分	主要工種	検査箇所	検査内容
舗装工	C o 舗装工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・ 端部及び構造物へのすり付けを確認する。 ・ 延長、幅を測定する。 ・ 厚さは、写真またはコアで確認する。 ・ 配合、圧縮、曲げ強度、スランプは資料により判定する。
	路床安定処理工 表層混合処理工 置き換え工 表層安定処理工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・ 延長、幅を測定する。 ・ 厚さは、写真で確認する。 ・ 締め固め状況、密度は資料により判定する。 ・ 不可視部分は、写真で確認する。
道路付属物等	街渠・側溝工 排水工 縁石工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図出来形図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・ 水溜まりの確認（適宜底高のチェックをする。） ・ 幅、深さ（高さ）、延長を測定する。 ・ 榫接合部の管口仕上げをチェックする。
	街路植樹工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高木の本数は全数を確認する。 ・ 低木の本数は適宜確認する。 ・ 樹木高、幹周囲、葉張りは適宜確認する。 ・ 樹姿、樹勢、病虫害の有無、支柱及び植付状況等は観察により判定する。 ・ 肥料は写真、資料により判定する。
	防護柵工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来形図に基づく任意の寸法等を確認する。 ・ 延長、高さを測定する。 ・ 根入長、基礎工は写真で確認する。 ・ 柵のぐらつき、接合部の緩み、通り、変形をチェックする。
	標識工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築限界、幅、高さ、支柱径を測定する。 ・ 根入長、基礎工は写真で確認する。 ・ 標識柱の塗装仕上げを確認する。 ・ ザクロン仕上げ部の長さを測定する。
	ライン工 区画線工		<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図に基づく出来形図の任意の寸法等を確認する。 ・ 線種、幅、色を確認する。

区分	主要工種	検査箇所	検査内容
橋梁工	橋梁上部工 (鋼橋)	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・橋長、桁長、高欄等は上、下流で測定する。 ・幅員は中央部及び支承部で測定する。 ・主要鋼材の材質を資料で確認する。 ・溶接部をレントゲン、カラーチェック、非破壊探傷検査等で確認する。 ・塗装は現場塗装工の規定に基づき確認する。 ・ボルト締め付け、支承、アンカーを写真及び資料により判定する。
	橋梁上部工 (コンクリート橋)	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・橋長、桁長、高欄等は上、下流で測定する。 ・幅員は中央部及び支承部で測定する。 ・配筋状況は写真で確認する。 ・品質管理は資料及びテストハンマーで判定する。 ・ひび割れ有無を確認する。
	橋梁下部工 橋台 橋脚	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高、形状寸法を測定する。 ・胸壁（橋脚は中心）間距離は全スパン測定する。 ・中心線変位量は資料で確認する。 ・配筋状況は、写真で確認する。 ・品質管理は資料及びテストハンマーで判定する。 ・ひび割れ有無を確認する。 ・不可視部分は写真で確認する。
	橋面防水工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・塗布又は設置状況を確認する。
塗装工	塗装工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく展開図の任意の寸法等を確認する。 ・塗膜厚、塗膜寸法を測定する。
下水道工	下水道工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・路線長、人孔深さ、管口、管の通りの良し悪しを確認する。 ・漏水の有無、人孔インバート方向をチェックする。 ・足掛け金物の設置状況を確認する。 ・路線長を測定する。
	管更生工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・管口仕上げの良し悪しを確認する。 ・不可視の場合は、写真で確認する。 ・管内の確認は、写真と現地で確認する。
	ボックスカルバート工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・路線長、通り、内空断面寸法、管口仕上げの良し悪しを確認する。 ・不可視の場合は、写真で確認する。

区分	主要工種	検査箇所	検査内容
上水道工	上水道工	全路線	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセットの位置について写真と現地で確認する。 ・配管長を任意位置で配管略図と現地で確認する。 ・弁栓室の設置の状況を確認する。 ・不可視の場合は、写真で確認する。
公園施設工	公園施設工	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく出来形図の任意の寸法を確認する。 ・施設等の設置数を確認する。 ・施設等の設置状況を確認する。 ・上高木の本数は全数を確認する。 ・下低木の本数は適宜確認する。 ・樹木高、幹周囲、葉張りは適宜確認する。 ・樹姿、樹勢、病虫害の有無、支柱及び植付状況等は観察により判定する ・肥料は写真、資料により判定する。
港湾消波工	方塊ブロック	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく出来形図の任意の寸法を確認する。 ・ひびわれの有無を確認する。 ・品質は資料及びテストハンマーで判定する。 ・全個数を確認する。
	方塊ブロック設置	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・工事位置、区域を確認する。
その他	その他構造物	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図に基づく出来形図の任意の寸法を確認する。 ・品質、機能等は資料及び重要構造物はテストハンマーで判定する。 ・ひび割れの有無を確認する。

附則

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。